



あ い づ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

秋 闘

「当面の闘争方針」を読み解く

1

当面の闘争方針中「秋季・自治体確定闘争の推進」から、今秋闘の主な課題等を連載



▼先の自治労函館大会において決定した「当面の闘争方針」の「秋季・自治体確定闘争の推進」から、今秋闘の主な課題等について連載したいと思います。まずは今秋闘の「4つの重点課題」について転記します。

【4つの重点課題】

1. 給与の引き上げ改定を行うこと。
2. 中途採用者の賃金改善を行うこと。
3. 賃金の運用改善にむけ、「1単組・1要求」を行うこと。
4. 会計年度任用職員への勤勉手当支給にむけた条例改正を行うとともに、常勤職員との均等・均衡に基づいた処遇改善を行うこと。また、給与決定にあたっては常勤職員と同様に遡及改定を行うこと。

【重点課題1について】

▼国の人事院勧告（国家公務員に係る給与勧告。以下「国人勧」）は、去る8月7日（月）に（官民較差0・96％、平均改定率1・1％、一時金0・1月分増の勧告）ありましたが、引き続き県人事委員会勧告（以下「県人勧」）が10月上旬にある予定です。ちなみに勧告日は、昨年が10月5日（水）、一昨年は10月7日（木）でした。

▼県人勧が出れば、いよいよ秋闘が本格化します。最終的には、県職連合の最終交渉（11月中旬頃）の結果を受けて、他単組も詰めの交渉を行い、決着していく訳ですが、当局に対しては「県人勧どおりに給与の引き上げ改定を行うこと」を要求していくことになります。

▼交渉時の（共通の）ポイントは次の3点です。

①『初任給をはじめ、すべての職員の賃金を引き上げること』▽この間、改定率が低く、特に高齢層職員について



【写真上】大会参集状況。会場は、「函館アリーナ」



【写真下】新たな中央執行委員長に選出された『石上千博』氏（北海道本部）

11/12・県議選（南会津郡）

わたなべ ひであき

渡部英明（56歳）

■組合歴

- 田島町職執行委員3期
- 同 書記次長1期
- 同 書記長2期
- 田島町・南会津町職委員長1期
- 南会津町職監査委員1期
- 会津総支部事務局長2期
- 南会津町職執行委員4期
- 同 特別執行委員1期
- 県本部書記次長3期
- 現在：南会津町職特執



は「改定なし」の状況が続いていました。県人勧もすべての職員の賃金を引き上げる勧告を行うものと思われませんが、それに沿って交渉を行っていくことになります。特に「財政難」を理由に、県人勧が「値切られる」などということのないように、しっかりと交渉・確認していくことが重要です。

②『一時金の支給月数を引き上げること。引き上げ分の配分に

当面の日程

■9月18日（月）

- 総支部政治学習会（13:00～南会津町・御蔵入交流館）
- 県議選（南会）総決起集会（14:10～南会津町・御蔵入交流館）

■9月21日（木）

- 県本部第8回単代会議（13:30～福島グリーンパレス）

■総支部各ブロック会議

- （南会津B、会場：南会津町役場）9月27日（水）18:30～
- （北会・耶麻B、会場：喜多方プラザ）9月29日（金）18:30～
- （南 沼B、会場：つきみが丘町民セ）10月3日（火）18:30～

秋季賃金確定闘争へ向け学習を強化しよう！

あたっては、期末手当に重点を置くこと』▽左の表は、国人勧の一
時金の支給月数の配分について、
今年と昨年の内容を比較したもので
です。ちなみに、昨年の県人勧に
おいては、国人勧の勤勉手当のみ
に配分する方法ではなく、今年の
国人勧同様に、期末手当・勤勉手
当に0・05月ずつ配分するとい
う内容でした。

【一時金の支給月数の配分】

- ①2023人事院勧告
年間4.40月⇒4.50月
(0.1月増)
配分⇒期末手当・勤勉手当
に0.05月ずつ均等に
配分
- ②2022人事院勧告
年間4.30月⇒4.40月
(0.1月増)
配分⇒勤勉手当にのみ配分

▽勤勉手当については、地方自治
法の改正により会計年度任用職員
にも支給できることとなりました。
これまでは、昨年の国人勧の
ように、「勤勉手当にのみ配分」
となると、支給されていない会計
年度任用職員は、その恩恵を受け
ることができませんでした。今後
は、これがなくなるものの、「勤
勉手当」は、人事評価の結果に基
づく個々人の成績率により変動す
ることから、できるだけ全組合員
が均等に恩恵を受けることのでき
るよう「期末手当への重点配分」

を求めていくものです。

③『地域の実情を踏まえ諸手当を
改善すること。とくに燃料費の高
騰を踏まえた自動車等による通勤
手当（および寒冷地手当）を引き
上げること』▽レギュラーガソリ
ンの小売価格は、今月4日時点の
全国平均で、1リットルあたり1
86・5円となり、現在の方法で
調査を開始した90年以降、2週
連続で最高値を更新しました。そ
の他の燃料費も同様に高騰してお
り、通勤手当や寒冷地手当の増額
がないと生活が苦しくなるばかり
です。

【重点課題2について】

▼近年、各自治体において中途採
用、経験者採用が増えていていると思
いますが、初任給格付けの低さや
昇格の遅れなどにより、同様の職
務を担う職員と比較し、その給料
が極端に低いケースが存在してい
ます（各単組においても点検をお
願いします）。人材確保の観点か
ら、賃金改善の対応が急務で
す。

▼同学年の新卒採用者の給料を基
本として、初任給や昇格の改善を
求めていかなければなら
りません。具体的に
は、以下の通りです。



【用語解説】

- ①【昇給】給料が（例）「1級12号給」から「1級16号給」に上がる事。
②【昇格】給料表の（例）「1級」から「2級」に上がる事。
③【昇任】職名が（例）「主査」から「主任主査」に上がる事。
④【在職者調整】例えば初任給を改善することにより、改善後採用の職員の給料が、改善前採用の職員の給料に追いついてしまう、あるいは追い越してしまうことが想定されます。このような場合に、全職員一斉に、あるいは若年層のみ、特別に昇給させる等の方法で調整する、これが「在職者調整」です。

※重点課題3・4については、次
号に掲載します。

①初任給格付けについては、その
能力、知識経験、免許等を考慮し
て具体的に就ける職を決め、その
職務（ポスト）に応じて級を決定
し、2級以上の格付けを可能とす
ること。また、人事院規則に合わ
せ、在級期間の短縮（5割）、最
短昇格期間（1年）の適用を可能
とするよう規則改正すること。
②号給決定の初号制限を撤廃し、
民間職務経験を100%換算とす
ること。
③中途採用者の初任給決定の変更
にあたっては、必要な在職者調整
を行うこと。

編集後記



▼会津地方では、高温が続き雨が
少なかったことから農作物等への
影響が懸念されており、県などが
臨時の対策会議を開いたとか。

▼会津若松市では、梅雨明けから
30日間以上猛暑日が続き、8月
の降水量は23・5ミリと、平年
の17%だったとのこと。一方で
南郷では18日に観測史上1位と
なる日最大1時間降水量99・5
ミリを記録しました。世界的に見
ても同様に、中国の甚大な豪雨被
害があったり、高温・干ばつのと
ころもあり両極端な気候となっ
ています。世界が「終末」に向かっ
ているような気がします（坂内）

共済動画

備えて守って補償する
じちろうマイカー共済
(約15分)

総支部HP
QRコード